



※このプランは、総合計画、基幹計画に基づき策定された個別計画です。

# 景観計画推進プラン

## 前期（2017～2022）

景観計画に掲げる基本目標を具現化するため、重点的に取り組むべき事業とその内容を明らかにすることで、逗子らしい美しいまちを育てることを目指します。



逗子市

# 目次

## 第1章 景観計画推進プラン策定の趣旨

1 景観計画推進プラン策定の背景	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の目的	3
4 計画の期間	4
5 リーディング事業	5
6 計画の推進	6

## 第2章 景観計画推進施策について

1 計画の体系と目標	7
2 景観計画推進プランの体系図	8
3 景観テーマ別景観アクションの紹介	10
4 具体的施策の紹介	19

※本計画内に示す所管課の名称は、平成29年4月の機構改革後の名称を使用しています。

# 第 1 章 景観計画推進プラン策定の趣旨

## 1 景観計画推進プラン策定の背景

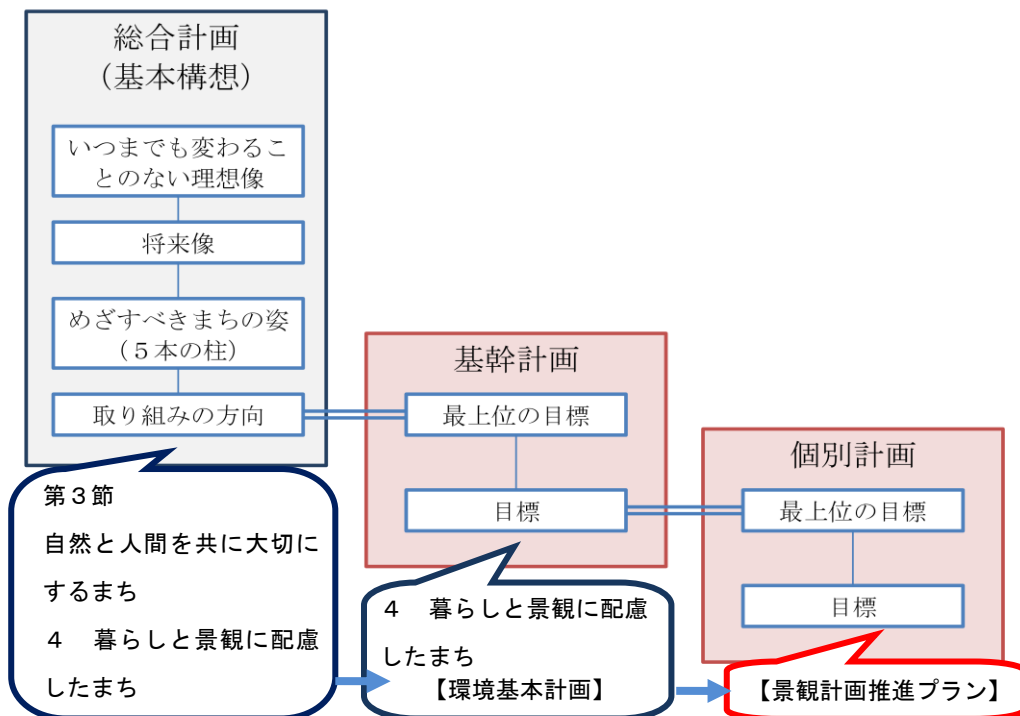
逗子市では、逗子らしい美しいまちを育てるために、平成 18 年に景観法に基づき、「良好な景観の形成に関する計画」である逗子市景観計画を策定しました。景観計画は逗子市景観条例の運用により、効率的かつ実効性を高めた運用をめざしてきました。

景観計画の策定から約 10 年が経過し、これまでの計画運用等について、個別事業を含めた検証を行い、逗子市の今後の良好な景観形成をめざした実施計画を策定することが求められています。現在運用している景観計画を具体的に推進させるための計画として、「景観計画推進プラン」を策定しました。

## 2 計画の位置付け

市の計画体系は、2015 年度（平成 27 年度）からの総合計画を最上位に、政策分野を定める基幹計画、そして個別の施策分野を定める個別計画の三層となっています。そして、この三層は、総合計画基本構想におけるめざすべきまちの姿（5本の柱）と基幹計画の最上位の目標等とが整合しており、基幹計画の下位の目標等と個別計画の最上位の目標等とが整合する形で重なり合うよう策定しています。景観計画推進プランは、総合計画における「めざすべきまちの姿（5本の柱）」、「取り組みの方向」と整合した内容で策定した、基幹計画「環境基本計画」における「施策の柱」の一つである個別計画として位置付けられています。

### ●総合計画の取り組みの方向と基幹計画・個別計画との関係のイメージ

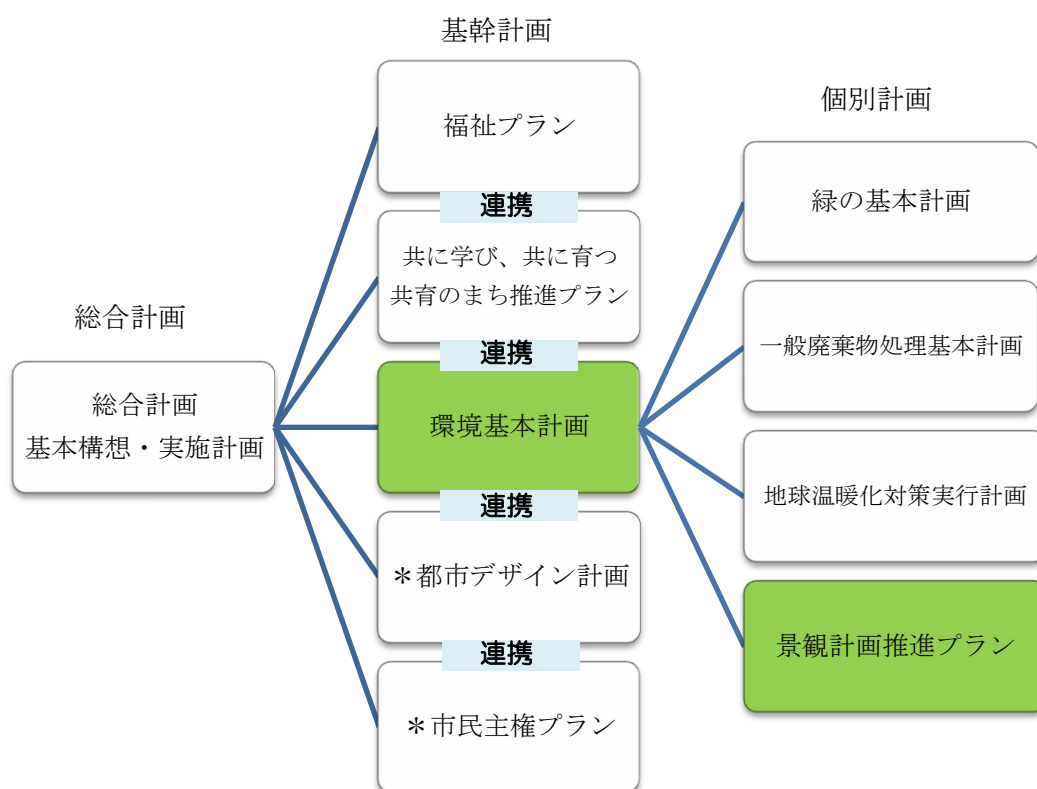


総合計画の下には5本の基幹計画が策定され、それぞれの基幹計画は3~5本の個別計画から成り立っています。景観計画推進プランは、基幹計画「環境基本計画」の下位に位置付けられる個別計画となります。

総合計画では、一体的に計画の実現を推進していくために、施策の推進にあたっては、所掌を越えて生じる影響と期待できる波及効果を意識し、計画や施策、組織を横断する視点をもって枠組みを越えた推進を図ります。

景観計画推進プランにおいても、基幹計画の枠にとらわれず、所掌を越えた連携を行い、景観に関する取り組みを包括するプランとしての推進を図ります。

### ●計画体系のイメージ図



※「環境基本計画」以外の各基幹計画の下位に位置付く個別計画については省略しています。

\*が付記されている計画は、今後、計画を策定し、実施をめざしているものです。

### 3 計画の目的

景観計画の運用は、景観条例のなかで細かく規定されています。景観に大きな影響を及ぼす一定規模以上の開発行為に該当する場合は、景観条例に詳細な手続きが定められています。しかし、一定規模に満たない計画については、市民あるいは事業者が自主的・自発的に景観形成の配慮を行っていただくことに委ねられます。行政は、この市民の自発的な景観配慮のために必要な情報の収集や整理、蓄積及び提供を行い、景観に関する学習機会を提供するなど、市民の自主的な景観形成活動を支援していくとともに、逗子の良好な景観形成の発展を促すための支援を行います。

景観計画推進プランは、逗子らしい美しいまちの実現をめざすとともに、総合計画及び基幹計画に位置付けられた「暮らしと景観に配慮したまち」の実現を図ることを目的とします。

#### **逗子市総合計画 基本構想 第3節 自然と人間を共に大切にするまち**

##### **「めざすべきまちの姿」**

逗子を取り巻く自然は、海や、市街地の三方を囲む丘陵のみどりなどが良好な状態で残されています。この豊かな自然は、市民の暮らしに潤いを与えてくれます。

わたしたちは、これからも、常に自然を守り、育み、地球に優しい持続可能な潤いのあるまちをつくり、自然と人間を共に大切にするまちの実現をめざして、この恵み豊かな環境を、次の世代へとつないでいきます。

#### **実施計画・基幹計画 取り組みの方向 4 暮らしと景観に配慮したまち**

きれいな水と空気に恵まれた良好な生活環境を維持し、より一層人に優しい都市環境を整備することは重要な課題です。

また、みどり豊かな低層の家並みと路地がめぐる美しいまち並みは、市民共有の財産です。

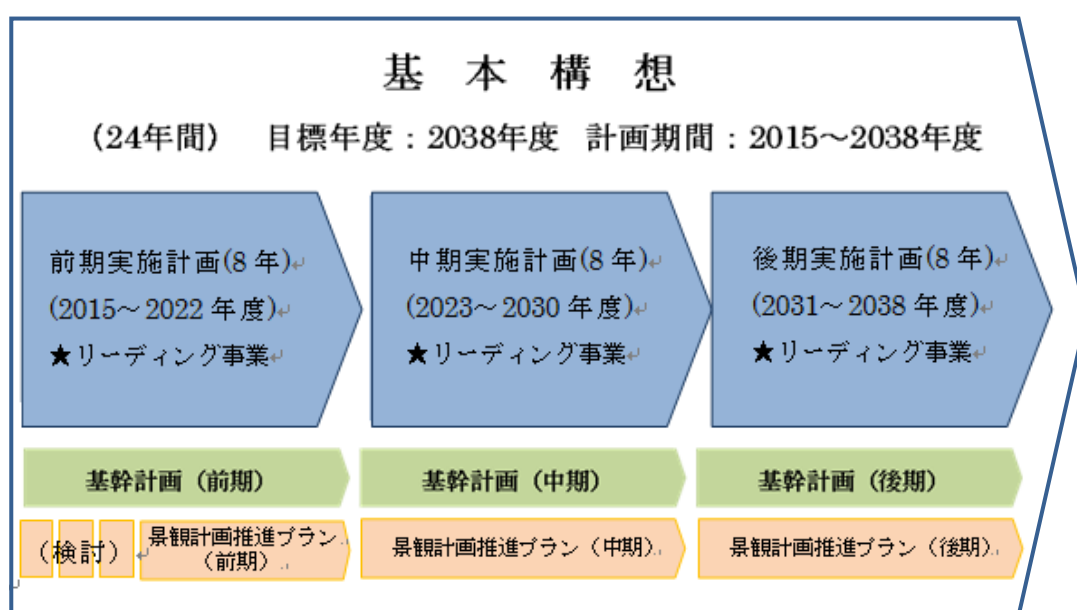
良好なまち並みと、そこに住む人々の暮らしで形成される「景観」をまちづくりの重要な要素として位置付け、自然景観及び人工景観の向上をめざしていきます。

わたしたちは、良好な生活空間、景観を次世代に引き継いでいくため、暮らしと景観に配慮したまちづくりを進めていきます。

#### 4 計画の期間

現在の総合計画が計画期間を 2015年度（平成27年度）から2038年度（平成50年度）までの24年間としていることから、基幹計画「環境基本計画」においても24年間の計画としました。逗子市総合計画及び基幹計画「環境基本計画」との整合性を図るため、個別計画として策定する景観計画推進プランも、全体の計画期間をプラン策定年度から2038年度（平成50年度）までとします。全体の計画期間は、長期にわたる計画となりますが、前期・中期・後期と期間を区切り、8年ごとに見直すこととします。

##### ●計画期間のイメージ図



## 5 リーディング事業

本市では、平成 27 年度からの総合計画の中で、景観のまちづくり推進事業がリーディング事業（※）となり、景観に対する取り組みについてもこれまでにあった景観計画をより効果的にかつ実効性を高めるべく、推進をしていく工夫が求められるようになりました。

※リーディング事業は、総合計画、実施計画の期間 8 年間で戦略的・重点的に実現を図っていく事業として、基幹計画、個別計画でそれぞれ定める事業（取り組み）の中でも特に重要な事業と共通な事業（取り組み）となります。

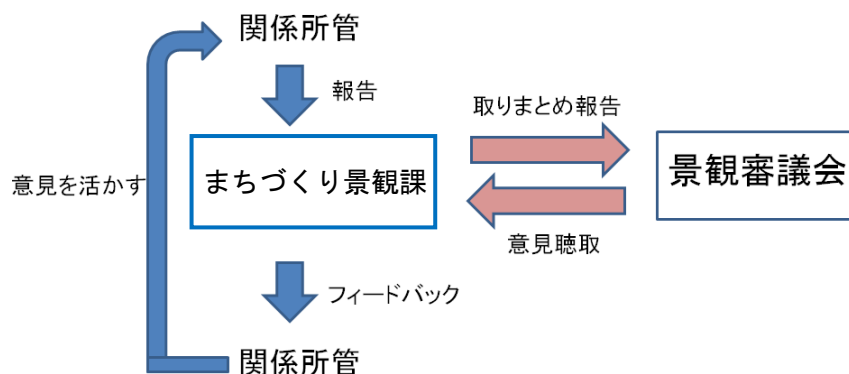
事業名	景観のまちづくり推進事業		所管名	まちづくり景観課
事業概要	目的：逗子の特性が生かされた良好な景観を守り、育て、つくり、将来に継承する。 対象：市民及び事業者 手段：逗子市景観条例と逗子市景観計画に定める景観形成重点地区について、各地域の特性をいかしたガイドライン及び景観条例の運用による景観のまちづくりの推進を図る。景観デザインコードを景観誘導のツールとして活用する。景観フォトコンテスト等のイベントによる景観資産の登録など、景観についての啓発活動を行い、多くの市民の景観についての意識を高める。			
主な事業内容				
2015（平成 27）年度～2018（平成 30）年度		2019（平成 31）年度～2022（平成 34）年度		
○景観形成重点地区 4 地区目の検討 ・洗い出し ・決定、景観資産の追加登録等 ・ガイドライン整備 ○景観デザインコードの活用 ○（仮称）景観計画推進プランの策定		○景観形成重点地区 4 地区目の決定 ・ガイドライン確定、周知 ○景観計画の改定 ○景観資産の追加登録 ○（仮称）景観計画推進プランの推進		
目標【2018（平成 30）年度】			現状【2013（平成 25）年度末】	
景観形成重点地区 4 地区目を決定している。			重点地区 3 地区指定済	
目標【2022（平成 34）年度】			現状【2013（平成 25）年度末】	
景観形成重点地区 4 地区目のガイドラインを作成し、運用を開始している。			重点地区 3 地区指定済	

（逗子市総合計画 実施計画 2015～2022）

## 6 計画の推進

- (1) 景観計画推進プランに位置付けられた事業は、総合計画及び基幹計画と整合を図りながら推進します。
- (2) 景観計画推進プランでは、景観の啓発活動の対象となる市民や事業者に対して景観を意識してもらうことが求められます。そのため、市民、地域、学校、企業、関係機関、団体などと行政が協働して取り組んでいくことが期待されます。また、行政内部の各部署における連携を進め、景観に関連する事業を推進します。
- (3) 「第2章 景観計画推進施策について」に位置付けられた景観重点事業が良好な景観形成に寄与するように、取組内容及び実績の把握と助言を行います。また、必要に応じて事業内容及び手法などの改善を図り、計画的・効果的に施策や事業を推進していきます。
- (4) 景観計画推進プランはアクションプランであるため、逗子の良好な景観形成を目指し、各課と市民との協働による相乗効果を狙い、事業の取組内容の把握と見直しを柔軟に行うことで良好な景観形成の推進を図ります。
- (5) 各事業における景観への取り組みについて1年毎にまちづくり景観課でとりまとめ、景観審議会へ報告を行います。景観に関する取り組み内容を確認することで、全市的により良い景観づくりへの意識を高めます。
- (6) 景観計画推進プランに掲載されていない事業についても随時各所管との連携を図り、柔軟にプランへの位置づけの必要性を検討します。
- (7) 景観のまちづくり推進事業は、総合計画のリーディング事業及び環境基本計画の基幹事業に位置付けられていますので、景観審議会に進捗管理し、その結果を環境審議会に報告します。

### ●庁内連携の流れ イメージ図



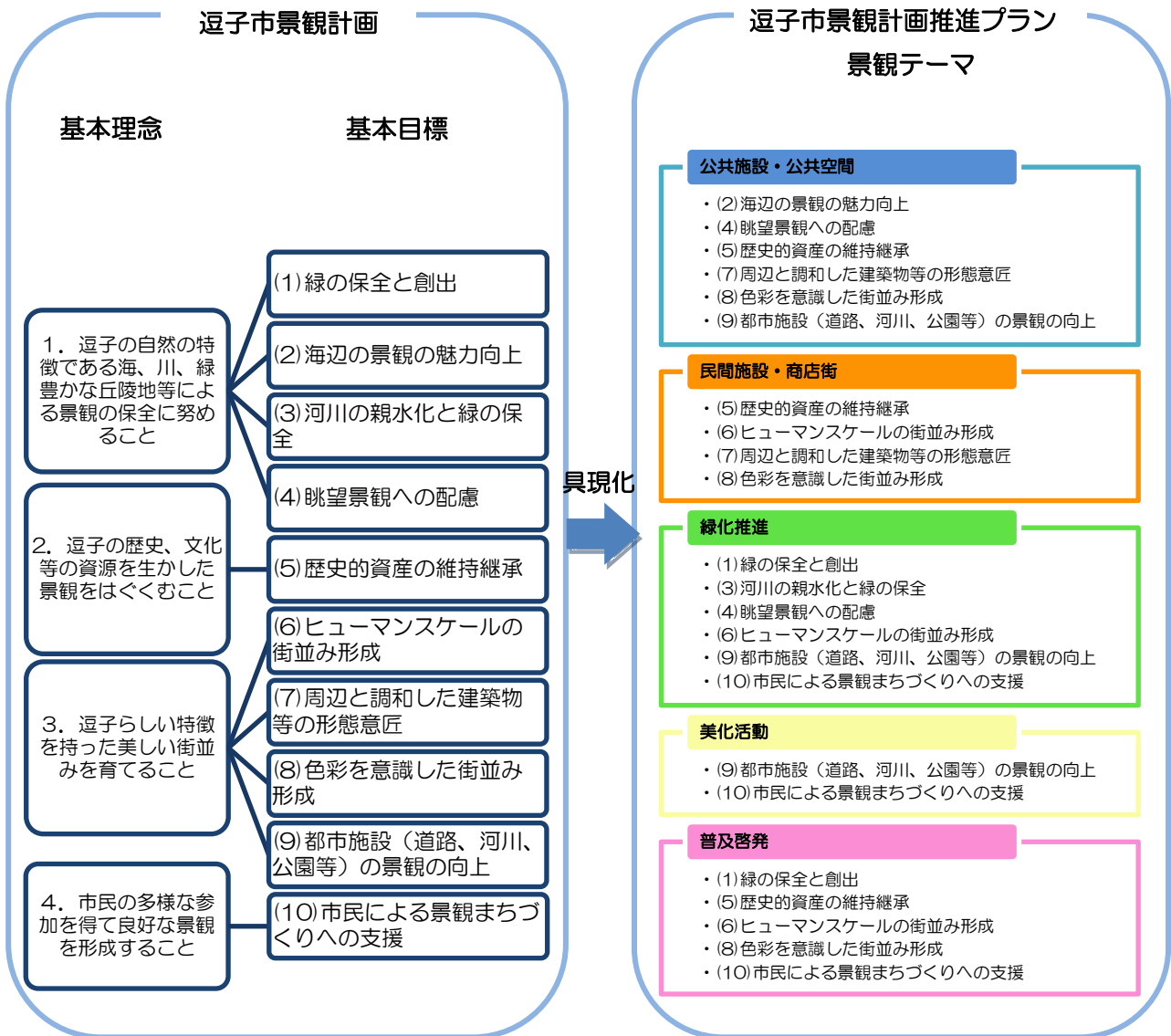


## 第2章 景観計画推進施策について

### 1 計画の体系と目標

景観計画推進プランでは、景観計画において掲げられた基本理念・基本目標の具現化を目指します。景観計画における基本理念とそれに付随する基本目標を下図に示しました。

景観計画推進プランでは、5つの景観テーマを定め、テーマ毎に関連する事業を実現・推進することで、景観計画に掲げる基本目標・基本理念にかなう逗子の景観形成をめざします。下図では、景観計画を具現化するため景観テーマ別に基本目標を分類しました。



## 2 景観計画推進プランの体系図

今回のプランでは施策の体系として5つの景観テーマを設定し、テーマ別に該当する具体的施策や取組みを『景観アクション』とします。これらを市民や行政間の連携によって実現させることで、景観計画に掲げられた10の基本目標を達成するよう推進していきます。

景観計画推進プランでは、次に示す図のように5つの景観テーマにおける景観アクションを、所管を越えた連携・市民との協働により実行します。景観アクションを所掌する事業を景観重点事業と位置付け、取り組みの内容を把握し、相互連携することで各事業での景観に関する事項の掘り起こしや意識づけを行っていきます。各景観テーマの紹介や、関連する景観アクションの概要及び内容、景観重点事業についてはP.10以降で示しています。また、景観重点事業、その他景観に関わる事業の詳細についてはP.19以降で示しています。

### 5つの景観テーマ

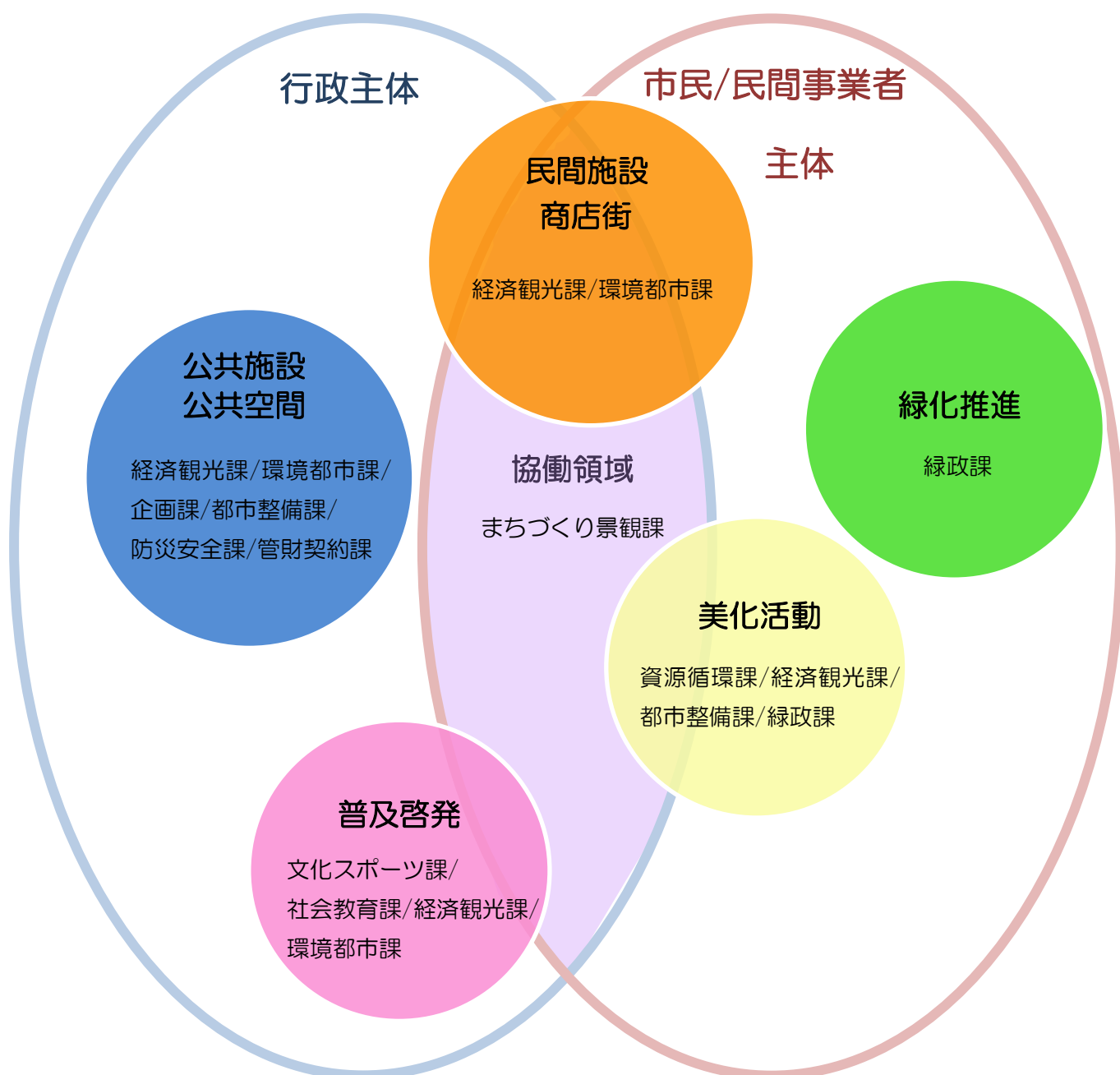


ハード事業

ソフト事業

景観計画推進プランでは、5つの景観テーマを体系的に管理し、連携を図ります。連携の仕組みを『連携イメージ』として、体系図にすると下図のようになります。景観に関する取組みを包括できるプランとして、逗子の景観まちづくりは行政主導だけでなく市民と協働で推進し、市民の手で取り組むことが求められます。

### 『連携イメージ図』



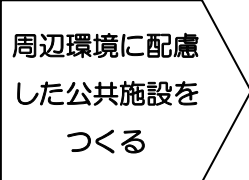
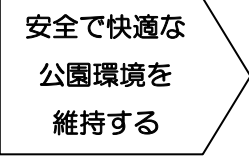
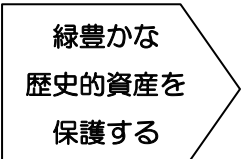
### 3 景観テーマ別景観アクションの紹介

景観計画推進プランで設定した5つの景観テーマごとに、市民・行政・事業者がそれぞれの役割により景観アクションを果たすことで魅力ある景観を保全・創出につなげます。「公共施設・公共空間」「民間施設・商店街」「緑化推進」「美化活動」「普及啓発」について、それぞれの景観アクションと内容、景観重点事業を紹介します。

#### 公共施設・公共空間

公共施設においては、道路・河川・公園・橋等の大型公共事業から掲示物のような小規模な事業まで、公共物についての景観配慮を推進します。特に景観重要公共施設内での計画は審査委員会に諮り、良好な景観形成に寄与するデザインとなるよう努めます。市内の公園の整備や緑地・河川・海岸の維持管理により、逗子らしい自然豊かな景観資産を保全します。

#### 2022 年度までの主な景観アクション

景観アクション	内容	景観重点事業
 周辺環境に配慮した公共施設をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成重点地区を中心に啓発、指導を継続する。</li> <li>・日常の維持管理を通して景観配慮に努め、景観に対する意識を高める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観のまちづくり推進事業</li> <li>・神武寺トンネル改良工事 ※①</li> <li>・市営住宅整備事業※②（桜山市営住宅整備）</li> </ul>
 安全で快適な公園環境を維持する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・池子の森自然公園内において、自然景観に配慮した維持管理・整備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・池子の森自然公園維持管理事業※③</li> </ul>
 緑豊かな歴史的資産を保護する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名越切通、長柄桜山古墳群の整備と保存活用</li> <li>・蘆花記念公園内施設の活用・周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名越切通整備事業※④</li> <li>・古墳整備事業※⑤</li> <li>・景観のまちづくり推進事業</li> </ul>
 美しくて安全な道をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久木ハイランド、披露山庭園住宅の歩道整備</li> <li>・コースマップ 3000部作成（平成28年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やさしい道づくり事業 ※⑥</li> <li>・自然の回廊プロジェクト推進事業</li> </ul>

※①～⑥は、次ページの地図上で場所を示しています。

# 公共施設・公共空間

2022年度までに着手予定の景観重点事業

※●点で示した場所で実施されます。





## 民間施設・商店街

景観条例の手続き対象となる一定規模以上の開発・建築行為については、逗子らしい景観形成の模範となるよう、指導を行います。

特に景観形成重点地区に指定されている逗子駅・東逗子駅周辺地区の商店街は、安全で快適に買い物等ができるにぎわいの歩行空間のある街を目指し、放置自転車や無秩序な屋外広告物に対して対策を講じることで良好な景観形成を図ります。

また、歴史的景観保全地区に指定されている住宅地では、海浜の保養地・別荘地としての歴史的たたずまいを維持・継承するよう努めます。

## 2022年度までの主な景観アクション

景観アクション	内容	景観重点事業
<b>景観に配慮した建築物を建てる</b> 景観条例の運用により魅力的な商店街、住宅地景観をつくりあげる。 （重点地区における適用対象行為の景観審査）	景観条例により位置付けられた審査等によって、逗子らしい景観の保全と創出を図り、潤いと安らぎのあるまちづくりに寄与する。	景観のまちづくり推進事業
<b>放置自転車をなくす</b> 放置自転車対策の実施により、安全で快適な買い物空間の創出をめざす。	放置自転車をなくし、歩行空間を整備することで、安全性と快適性を兼ね備えた商業エリアの景観向上をめざす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者と自転車を優先するまちづくり推進事業</li> <li>・放置自転車等対策事業</li> </ul>
<b>景観に配慮した屋外広告物を設置する</b> 屋外広告物に関するルール説明、啓発活動、パトロールを行い、乱雑な景観要素を排除する。	屋外広告物によって良好な景観が阻害されることのないよう、神奈川県屋外広告物条例・逗子市景観計画に基づき屋外広告物の許可及びパトロールを行う。	屋外広告物許認可経費

※景観アクションの中の白抜き文字は市民・事業者により行われることで効果が得られます。

## 条例適用事例



### ◎高齢者福祉施設の例

単調なデザインにならないよう要請した例。外壁の色彩や室外機を修景することでデザイン性が高まりました。



## 放置自転車対策事例



### ◎放置自転車パトロール

週5日パトロールを行い、長時間放置された自転車を保管場所まで移動します。歩行者にとって歩きやすい道をめざしています。



## 屋外広告物パトロール



### ◎違反した広告物の除却の例

月に2回のパトロールで違反広告物の除却や届出の必要な広告物を確認しています。乱雑に貼られたシールなどをはがし、美しい街をめざしています。



## 緑化推進

丘陵の緑だけでなく、住宅地にある緑の街路も逗子の魅力の一つです。助成制度を活かしたまちなみ形成や個人による緑化を推進し、潤いあるまちなみ景観の向上を目指します。

### 2022 年度までの主な景観アクション

景観アクション	内容	景観重点事業
<p><b>緑豊かな街並みをつくる</b></p> <p>各制度の活用により市民による緑化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生垣助成制度</li> <li>・シンボルツリー助成制度</li> <li>・壁面緑化助成制度</li> </ul>	<p>助成制度の活用と普及周知により、市民の手による潤いあるまちなみ景観を創出する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化推進事業</li> <li>・苗木等配布事業</li> </ul>

※景観アクションの中の白抜き文字は市民・事業者により行われることで効果が得られます。

#### 市民・地域の役割

塀の生垣転換、通り沿いにシンボルツリーの植樹等

#### 逗子市の役割

助成制度の紹介、景観条例による景観アドバイザーの派遣等による支援



シンボルツリーと緑の島で表情豊かに



生垣により、通りからの景観に潤いを与えます。



シンボルツリーを植えておもてなし



## 美化活動

広域な公共空間を行政だけで常に美しく保つことはできません。市民と協働で、あるいは市民が主体となって良好な景観を維持する取り組みを支援します。

### 2022年度までの主な景観アクション

景観アクション	内容	景観重点事業
公園や緑地の 美化活動	公園アダプト活動 市民やアダプトにより公園や緑地の美化活動を行う。公園緑地の維持管理を通じた利活用を実施する	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園アダプト推進事業</li> <li>緑地アダプト推進事業</li> <li>里山活用事業</li> </ul>
道路に潤いを 与える	道路アダプト活動 道路施設であるポケットパークを維持管理し、美しい道路景観を創出する。 (年2回ポケットパーク管理)	道路維持管理事業
河川を清掃等 により美しく	河川アダプト活動 田越川・久木川の一斉清掃等、市内を流れる河川を通じて市民による景観活動を継続する。	河川維持管理事業
景観活動の 支援を受ける	景観サポーターによる活動 旧脇村邸の清掃活動等、景観サポーターによる市内の景観重要建造物の保存や景観活動の推進を図る。	景観のまちづくり推進事業

※景観アクションの中の白抜き文字は市民・事業者により行われることで効果が得られます。

#### 市民・地域の役割

公園緑地、道路の美化活動。河川清掃等の景観活動に参加する。

#### 逗子市の役割

活動団体の紹介、景観サポーターの活動支援等



田越川・久木川一斉清掃



道路アダプト活動によって彩られた花壇

## 普及啓発

持続的に良好な景観形成を育むためには、住民一人ひとり、行政職員、事業者の景観意識を繋げていくことが重要です。様々な普及啓発活動を行い、景観意識の底上げを図ります。

### 2022 年度までの主な景観アクション

景観アクション	内容	景観重点事業
市民への景観啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなみデザイン 逗子の普及により市民による良好な景観づくりを促す</li> <li>・フェイスブックによる情報発信</li> <li>・景観まち歩き</li> </ul>	景観のまちづくり推進事業
小学校・中学校・高校での景観教育	<p>逗子の子どもたちへの景観教育を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内教育機関において景観学習を実施する。</li> <li>・逗子高校での総合学習（年1回）</li> <li>・中学校での美術科授業</li> </ul>	
各種講座の開催	<p>良好な景観形成に関する理解を深める講座を開催する。</p> <p>市民向け景観講座を実施し、市民による良好なまちなみの景観形成をめざす。</p>	
逗子の景観資産登録	<p>景観資産登録を通じて景観への意識を高める。</p> <p>景観資産を通して市民の景観意識を高め、逗子の景観資産を継承していく。</p>	
市民によるアートな景観創出	<p>アートフェスティバルの開催</p> <p>アートフェスティバルの取り組みを発信。</p>	

※景観アクションの中の白抜き文字は市民・事業者により行われることで効果が得られます。

#### 市民・地域の役割

まちなみデザイン逗子を参考に、敷地内の緑化をしてみる。景観まち歩きなどのイベントに参加する。地域の集まり（自治会・町内会）でまちなみ景観について考える。

#### 逗子市の役割

景観条例による景観アドバイザーの派遣等による支援、まちなみデザイン逗子の普及、SNSによる景観情報発信。



## まちなみデザイン逗子

まちなみデザイン逗子は、逗子の景観を考えるために集まった市民有志と行政が、逗子の各所をめぐり対話を重ねてきたものをまとめたものです。

これから私たち自身でより良いまちなみをつくるためにできることはなにかを考え、心地よいまちなみをつくるヒント集でもあります。



まちなみデザイン逗子は、逗子のまちなみや実践例を示した「みんなの景観を考える本」、その姉妹編として身近に取り組める方法を示した「景観づくりを実践する本」があります。どちらもまちづくり課で配架しています。また、市内の病院や店舗で、まちなみデザイン逗子の概要版である「私たちから始まる景観づくり」を配布しています。

### 景観資産（17箇所）

平成 24-25 年度に開催された、景観フォトコンテストの応募作品の中から多数応募があった場所や逗子らしさを感じる景観を抽出し、17 箇所を景観資産として認定しました。

景観資産  
一覧

1. 亀岡八幡宮
2. 披露山公園の展望台と桜
3. 仲町橋と桜
4. 東郷橋
5. 名越切通のまんだら堂
6. クロマツがある風景
7. 名越緑地の里山
8. 逗子ハイランドの桜並木
9. 桜山中央公園周辺の桜並木
10. 小坪漁港の営み
11. 花火
12. 花壇のあるバス停
13. 逗子海岸と眺望
14. 大崎公園からの眺望
15. 披露山公園からの眺望
16. 葉桜団地からの眺望
17. 逗子マリーナから広がる風景



## 逗子の景観まちづくり瓦版

平成 24-25 年に行われた景観フォトコンテストの作品募集の広報紙として生まれた「逗子の景観まちづくり瓦版」。市民と市の協働事業として、発行を続け、50 号を達成しました。多世代の市民が逗子の風景を絵とことばで進めた瓦版を読み続けられるようこれからも市民の皆様へ景観について知ってもらうひとつのツールとし、発信を続けます。



## 景観学習事例



逗子高校での授業では理想の通学路を模型でデザインしました。

◎まちなみデザイン逗子を活用した授業  
まちなみデザイン逗子を活用して中学生や高校生向けに景観学習を行っています。



中学生を対象に景観部会による解説をしました。

## 景観まちあるき



桜山からの眺望を紹介

## ◎景観まち歩きの様子

まち歩きクイズなど、子どもたちが楽しみながらまちなみへ関心を持てる工夫をしています。



親子向けのまち歩きの様子

#### 4 具体的施策の紹介

景観計画推進プランでは景観重点事業（上段表）のほか、景観形成に少しでも関連のある事業についても、各所管で景観の意識を持つ「景観に関する事業」（下段表）として庁内での連携を図ります。各事業の詳細はP.20以降で紹介しています。

所管課	景観重点事業	公共	民間	緑化	美化	普及
まちづくり景観課	景観のまちづくり推進事業	○	○	○	○	○
まちづくり景観課	屋外広告物許認可経費	○	○		○	○
緑政課	緑化推進事業			○	○	
緑政課	苗木等配布事業	○		○	○	
緑政課	池子の森自然公園維持管理事業	○			○	
緑政課	公園アダプト推進事業	○			○	
緑政課	緑地アダプト推進事業			○	○	
緑政課	里山活用事業			○	○	
都市整備課	やさしい道づくり事業	○				
都市整備課	神武寺トンネル改良事業	○				
都市整備課	道路維持管理事業				○	
都市整備課	河川維持管理事業	○			○	
都市整備課	市営住宅整備事業	○				
環境都市課	歩行者と自転車を優先するまちづくり推進事業	○	○		○	
環境都市課	放置自転車等対策事業	○	○			
経済観光課	自然の回廊プロジェクト推進事業	○			○	○
社会教育課	古墳整備事業	○				
社会教育課	名越切通整備事業	○				
文化スポーツ課	文化振興事業(逗子アートフェスティバルの充実)					○

所管課	景観に関する事業	
まちづくり景観課	環境評価審査委員会経費	計画的なまちづくり推進事業
緑政課	保存樹林奨励事業	近隣公園維持管理事業
緑政課	保存樹木奨励事業	ハイキングコース維持管理事業
緑政課	歴史的風土保存事業	蘆花記念公園維持管理事業
緑政課	第一運動公園維持管理事業	緑地維持管理事業
緑政課	披露山公園維持管理事業	街区公園維持管理事業
都市整備課	街路樹維持管理事業	道路改良事業
資源循環課	環境づくり・美化推進事業	
環境都市課	環境パートナーシップ推進事業	都市計画審議会経費
環境都市課	環境審議会経費	市街地整備事務費
防災安全課	災害対策事業	
経済観光課	海浜公衆トイレ維持管理事業	観光客誘致事業
経済観光課	海水浴場運営事業	公衆トイレ維持管理事業
経済観光課	海浜美化推進事業	
社会教育課	各種講座事業	
企画課	広報事務費(広報板維持管理)	
管財契約課	財産管理事務費	

### 景観重点事業（全 19 事業）

事業名		景観のまちづくり推進事業	所管名	まちづくり景観課
事業概要		<p>目的：逗子の特性が生かされた良好な景観を守り、育て、つくり、将来に継承するために必要な事項や、景観法の規定に基づく手続き等を定めた逗子市景観条例及び景観計画を運用し、市民参加のもとに豊かな景観の実現を図り潤いと安らぎのあるまちづくりに寄与する。</p> <p>対象：市民、事業者</p>		
景観テーマ	公共施設 公共空間	景観計画及び景観条例の運用。公共施設に関する景観協議。		
	民間施設 商店街	景観計画及び景観条例の運用。		
	緑化推進	景観形成重点地区及び条例適用となった案件に指導。		
	美化活動	活動団体の紹介や取組を発信。		
	普及啓発	フェイスブックによる情報発信。 まちなみデザイン逗子を活用した啓発。		
景観関連項目（報告事項等）				
景観計画・景観条例の運用（取扱件数による管理） まちなみデザイン逗子・SNS等を活用した啓発（活動報告による管理）				

事業名		屋外広告物許認可経費	所管名	まちづくり景観課
事業概要		<p>目的：地域の景観の形成のために必要な事項を定めた神奈川県屋外広告物を運用し、市内の良好な景観を形成する。</p> <p>対象：市内に屋外広告物を掲出する者及び屋外広告物を掲出する物件を所有する者</p>		
景観テーマ	公共施設 公共空間	景観計画及び景観条例の運用とともに屋外広告物の周知を図る。		
	民間施設 商店街	ルールの周知を図る。良好な事例を活用した提案。		
	美化活動	市民による屋外広告物パトロールの実施		
	普及啓発	屋外広告物のルールについて情報を発信する。		
景観関連項目（報告事項等）				
特定小規模景観形成行為取扱件数、周知・啓発の取組内容				

事業名		緑化推進事業	所管名	緑政課
事業概要		目的：まちなかの生垣やシンボルツリーの配布により個人による緑化の推進を図り、豊かな街並みの形成を図る。 対象：市民		
景観テーマ	緑化推進	市街地に生垣やシンボルツリーの配布を行うことで、良好な景観形成に寄与する。		
	美化活動			
景観関連項目（報告事項等）				
生垣、シンボルツリーの配布件数、施工後の様子				

事業名		苗木等配布事業	所管名	緑政課
事業概要		目的：公園・緑地に花苗を配布することにより、みどりのまちづくりの推進及び都市環境の向上を図る 対象：市民		
景観テーマ	公共施設 公共空間	市民に親しみのある公園・緑地に花苗を配布することにより、良好な景観形成に寄与する。		
	緑化推進			
	美化活動			
景観関連項目（報告事項等）				
花苗配布数、配布公園・緑地数				

事業名		池子の森自然公園維持管理事業	所管名	緑政課
事業概要		目的：安全で快適な公園環境を維持する。 対象：公園利用者		
景観テーマ	公共施設 公共空間	適正な維持管理を行うことで、良好な都市環境に寄与する。		
	美化活動			
景観関連項目（報告事項等）				
維持管理状況				

事業名		公園アダプト推進事業	所管名	緑政課
事業概要		目的：公園の清掃等を行ってもらうことで、良好な公園を維持する。 対象：アダプト団体		
景観テーマ	公共施設 公共空間	公園内の清掃や草刈りを行うことにより良好な景観を維持する。		
	美化活動			
景観関連項目（報告事項等）				
各アダプト活動の内容				

事業名		緑地アダプト推進事業	所管名	緑政課
事業概要		目的：緑地内の草刈り等を行ってもらうことで、良好な緑地環境を維持する。 対象：アダプト団体		
景観テーマ	緑化推進	緑地内の清掃や草刈りを行うことにより良好な景観を維持する。		
	美化活動			
景観関連項目（報告事項等）				
各アダプト活動の内容				

事業名		里山活用事業	所管名	緑政課
事業概要		目的：名越緑地（里山）の維持管理や利活用を行う。 対象：市民		
景観テーマ	緑化推進	適正な維持管理及び里山としての活用をすることで、良好な自然環境を維持する。		
	美化活動			
景観関連項目（報告事項等）				
活動内容				



事業名	やさしい道づくり事業	所管名	都市整備課
事業概要	目的：歩道をインターロッキングブロックにすることにより、歩行者にとって安全で快適的な歩道空間の創出を進める。 対象：歩行者		
景観テーマ	公共施設 公共空間	歩道の景観形成に寄与する。	
景観関連項目（報告事項等）			
進捗状況 現在対象地区：久木ハイランド 次候補地区：披露山庭園住宅			

事業名	神武寺トンネル改良工事	所管名	都市整備課
事業概要	目的：神武寺トンネルを拡幅することで歩行者の安全を確保する。 対象：歩行者		
景観テーマ	公共施設 公共空間	横断防止策の色彩について明度を抑える。 擁壁の積み方をできる限り合わせる。	
景観関連項目（報告事項等）			
進捗状況			

事業名	道路維持管理事業	所管名	都市整備課
事業概要	目的：道路施設を維持管理する。 対象：道路利用者		
景観テーマ	公共施設 公共空間	ポケットパークの管理や道路アダプト団体による道路景観の向上。	
	美化活動		
具体的取組			
ポケットパーク活動 年2回 道路アダプト団体23団体の活動により道路景観の向上に努める。			

事業名		河川維持管理事業	所管名	都市整備課
事業概要		目的：市民活動団体による河川清掃維持管理事業 対象：市民		
景観テーマ	公共施設 公共空間	田越川・久木川の一斉清掃や河川アダプトによる活動支援		
	美化活動			
景観関連項目（報告事項等）				
活動内容				

事業名		市営住宅整備事業	所管名	都市整備課
事業概要		目的：健康で文化的な生活を営むことができる市営住宅を計画的に整備する。 対象：市営住宅の利用者及びこれから市営住宅の利用を必要とする市民		
景観テーマ	公共施設 公共空間	市営住宅の外壁、スツール等の色彩を調整する。		
具体的取組				
平成28年度 基本・実施設計業務委託となるため景観配慮を依頼する。				

事業名		歩行者と自転車を優先するまちづくり推進事業	所管名	環境都市課
事業概要		目的：安全で快適な歩行空間を創出する。適切な自転車利用ができる環境づくり。公共交通アクセス手段の向上。自動車に頼りすぎない仕組みづくりの実現。 対象：歩行者、自転車、公共交通、自動車など市内の道路を利用する者及び市民、警察、行政、商店会、交通事業者などの関係機関等		
景観テーマ	公共施設 公共空間	自動車の過度な利用を抑制しつつ、公共交通機関や歩行者、自転車の安全と利便性、快適性を高め、歩行者が安全で快適に通行できる環境づくりを目指すもの。		
	民間施設 商店街			
	美化活動			
景観関連項目（報告事項等）				
活動内容				

事業名		放置自転車等対策事業	所管名	環境都市課
事業概要		<p>目的：放置自転車等を撤去し、交通安全、生活環境、公共空地の美化、災害時の防災活動の確保を図る。</p> <p>対象：歩行者、自転車</p>		
景観テーマ	公共施設 公共空間	<p>条例に基づき、放置自転車等の巡視運搬撤去を行い、市街地の良好な景観形成に寄与する。</p>		
	民間施設 商店街			
景観関連項目（報告事項等）				
活動内容				

事業名		自然の回廊プロジェクト推進事業	所管名	経済観光課
事業概要		<p>目的：市民や逗子を訪れた人々が安らぎ、遊び、憩える場所となるように、逗子全体を自然の回廊として整備することにより、逗子の魅力を高め、多くの人々に認知、活用されるようにする。</p> <p>対象：市民、来訪者</p>		
景観テーマ	公共施設 公共空間	<p>○市内の史跡や文化を伝えるポイント（拠点）に、誰が見ても見やすく、そして、知的興味が得られるような案内板を設置する。</p> <p>○ハイキングコースを中心に、安全に歩けるように道標やマップなどの設置整備を進める。</p> <p>○簡易ベンチなどの環境整備を進める。</p> <p>自然回廊マップや冊子による紹介を進め、回廊ウォーキングラリーなどの啓発イベントを開催する。</p>		
	美化活動			
	普及啓発			
景観関連項目（報告事項等）				
活動内容				

事業名		古墳整備事業	所管名	社会教育課
事業概要		<p>目的：国指定史跡長柄桜山古墳群を適切に整備するため、葉山町教育委員会とともに学識者・市民等で構成する整備検討会を開催し保存活用に向けた取り組みを進める。</p> <p>対象：市民</p>		
景観テーマ	公共施設 公共空間	<p>緑豊かな歴史的資産を適切に保護し、その活用を図る。</p>		
景観関連項目（報告事項等）				
管理状況				

事業名	名越切通整備事業	所管名	社会教育課
事業概要	目的：国指定史跡名越切通を適切に整備するため、学識者・市民等で構成する整備検討会を開催し、保存活用に向けた取り組みを進める。 対象：市民		
景観テーマ	公共施設 公共空間	緑豊かな歴史的資産を適切に保護し、その活用を図る。	
景観関連項目（報告事項等）			
管理状況			

事業名	文化振興事業（逗子アートフェスティバルの充実）	所管名	文化スポーツ課
事業概要	目的：文化と自然がつむぐ活力あるまちを実現させる。 対象：市民		
景観テーマ	普及啓発	市民による景観的な企画の提案があった際にサポートをする。	
景観関連項目（報告事項等）			
活動内容			

## 景観に関する事業（全 28 事業）

事業名		環境評価審査委員会経費	所管名	まちづくり景観課
事業概要		目的：自然環境の保全について適正な配慮がなされることを期し、良好な都市環境の形成を図り市民の健康で安全かつ快適な生活の確保を資することを目的とする。 対象：市民、事業者		
景観テーマ	公共施設 公共空間	良好な都市環境をつくる条例の運用により緑化推進を図る。		
	民間施設 商店街			
	緑化推進			
具体的取組				
良好な都市環境をつくる条例を運用する。				

事業名		計画的なまちづくり推進事業	所管名	まちづくり景観課
事業概要		目的：まちづくり活動に対する市の支援方法を確立し、地区のまちづくりの計画づくりを支援する。 対象：市民及び事業者		
景観テーマ	公共施設 公共空間	まちづくり条例の運用により計画的なまちづくりを推進する。		
	民間施設 商店街	まちづくり条例の運用により計画的なまちづくりを推進する。		
	緑化推進	緑化によるまちなみ形成を推進する。		
	普及啓発	まちづくり条例の運用により計画的なまちづくりを推進する。		
具体的取組				
まちづくり条例を運用する。 住環境形成計画を策定する。				

事業名	保存樹林奨励事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：保存樹林に指定し、所有者と保全契約を結び、奨励金を交付することで、保全を行う。 対象：市街化区域に300㎡以上の山林所有者		
景観テーマ	緑化推進	市街化区域の樹林の保全を行うことで良好な景観形成に寄与する。	
具体的取組			
奨励金交付を行う。			

事業名	保存樹木奨励事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：保存樹木を指定し、所有者と保全契約を結び、奨励金を交付することで、保全を行う。 対象：保存樹木所有者		
景観テーマ	緑化推進	市街化区域の樹木の保全を行うことで良好な景観形成に寄与する。	
具体的取組			
奨励金交付を行う。			

事業名	歴史的風土保存事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：歴史的風土保存地区における運用及び特別地区への格上げの検討 対象：市民		
景観テーマ	公共施設 公共空間	歴史的な遺跡とそれを取りまく自然環境が一体となり、他にない良好な環境を形成している。	
具体的取組			
国、県、鎌倉市との協議をする。			

事業名	第一運動公園維持管理事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：安全で快適な公園環境を維持する。 対象：公園利用者		
景観テーマ	公共施設 公共空間	適正な維持管理を行うことで、良好な都市環境に寄与する。	
	美化活動		
具体的取組			
公園の維持管理を行う。			

事業名		披露山公園維持管理事業	所管名	緑政課
事業概要		目的：安全で快適な公園環境を維持する。 対象：公園利用者		
景観テーマ	公共施設 公共空間	適正な維持管理を行うことで、良好な都市環境に寄与する。		
	美化活動			
具体的取組				
景観に配慮した維持管理を行う。				

事業名		近隣公園維持管理事業	所管名	緑政課
事業概要		目的：安全で快適な公園環境を維持する。 対象：公園利用者		
景観テーマ	公共施設 公共空間	適正な維持管理を行うことで、良好な都市環境に寄与する。		
	美化活動			
具体的取組				
景観に配慮した維持管理を行う。				

事業名		街区公園維持管理事業	所管名	緑政課
事業概要		目的：安全で快適な公園環境を維持する。 対象：公園利用者		
景観テーマ	公共施設 公共空間	適正な維持管理を行うことで、良好な都市環境に寄与する。		
	美化活動			
具体的取組				
景観に配慮した維持管理を行う。				

事業名		蘆花記念公園維持管理事業	所管名	緑政課
事業概要		目的：安全で快適な公園環境を維持する。 対象：公園利用者		
景観テーマ	公共施設 公共空間	適正な維持管理を行うことで、良好な都市環境に寄与する。		
	美化活動			
具体的取組				
景観に配慮した維持管理を行う。				

事業名		緑地維持管理事業	所管名	緑政課
事業概要		目的：緑地の維持管理を行い、緑豊かな自然環境を享受する。 対象：市民		
景観テーマ	緑化推進	適正な維持管理を行うことで、良好な都市環境を維持する。		
	美化活動			
具体的取組				
景観に配慮した維持管理を行う。				

事業名		ハイキングコース維持管理事業	所管名	緑政課
事業概要		目的：緑豊かな自然を楽しむために、安全で快適な環境を維持する。 対象：ハイキングコース利用者		
景観テーマ	公共施設 公共空間	適正な維持管理を行うことで、良好な自然環境を維持する。		
	美化活動			
具体的取組				
景観に配慮した維持管理を行う。				



事業名		街路樹維持管理事業	所管名	都市整備課
事業概要		目的：道路の緑化を図りつつ、道路利用者の安全を確保するため、街路樹を適正に管理する。 対象：道路利用者		
景観テーマ	公共施設 公共空間	街路樹を適正に管理することにより景観形成に寄与する。		
	美化活動			
具体的取組				
対象地において景観に配慮した維持管理を行う。 対象地区：久木ハイランド、グリーンヒル、アーデンヒル、逗子駅前広場等 対象樹木：高木 約 1,800 本、中低木 約 7,000 ㎡				

事業名		道路改良事業	所管名	都市整備課
事業概要		目的：道路利用者の安全を図る 対象：道路利用者		
景観テーマ	公共施設 公共空間	転落防止柵など道路施設の色彩について、夜間や災害に備える場合等の目的以外のものについては出来る限り明度を抑える。		
	美化活動			
具体的取組				
景観に配慮した計画とする。				

事業名		環境づくり・美化推進事業	所管名	資源循環課
事業概要		目的：廃棄物の散乱を防止し、地域美化・清掃活動を充実に努めることにより清潔で美しい街をつくることで良好な都市環境の形成を目的とする。 対象：市民		
景観テーマ	美化活動	市内主要道路における散乱ごみの回収。 道路に散乱したごみを回収し、市内の環境美化を図るもの。		
	美化活動			
具体的取組				
市内主要道路における散乱ごみを回収し景観の維持向上に寄与する。				

事業名		環境パートナーシップ推進事業	所管名	環境都市課
事業概要		<p>目的：逗子市環境基本計画・行動等指針の推進、計画目標の実現のために、市民、事業者、市が主体的に、又は協働による具体的な行動を実行する。また、次世代を担う子どもたちに自然環境を保全することへの関心を高める。</p> <p>対象：市民、事業者</p>		
景観テーマ	公共施設 公共空間	<p>市内で、生き物観察会を実施する「ずしし環境会議」の活動を支援する。</p>		
	民間施設 商店街			
	緑化推進			
	美化活動			
	普及啓発			
具体的取組				
ずしし環境会議の活動支援を通して美しい景観の維持に努める。				

事業名		環境審議会経費	所管名	環境都市課
事業概要		<p>目的：環境基本条例に定める審議会であり、環境基本計画の策定及び変更、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議する。</p>		
景観テーマ	公共施設 公共空間	<p>(仮称)景観計画推進プランの基幹計画である環境基本計画の進捗管理として、環境審議会にて、環境政策全体の観点から、景観関連の政策についても意見を付す。</p>		
	民間施設 商店街			
	緑化推進			
	美化活動			
	普及啓発			
具体的取組				
環境審議会の開催により適切な（仮称）景観計画推進プランの進捗管理を行う。				

事業名		都市計画審議会経費	所管名	環境都市課
事業概要		目的：都市計画法第77条の2の規定に基づき、市長の諮問等に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。		
景観テーマ	公共施設 公共空間	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画である市の都市計画について、審議する。		
	民間施設 商店街			
	緑化推進			
	美化活動			
	普及啓発			
具体的取組				
都市計画審議会を実施する。				

事業名		市街地整備事務費	所管名	環境都市課
事業概要		目的：市街地整備に係る事務費用の管理 対象：市		
景観テーマ	公共施設 公共空間	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、市街地整備に係る事務費用を管理する。		
	民間施設 商店街			
	緑化推進			
	美化活動			
	普及啓発			
具体的取組				
環境審議会を実施する。				

事業名	災害対策事業	所管名	防災安全課
事業概要	目的：避難場所誘導標識や路面標示で津波対策への啓発を図る。 対象：市民		
景観テーマ	公共施設 公共空間	誘導標識や路面標示の設置に際しては、良好な景観形成に配慮する。	
具体的取組			
景観に配慮した標識の設置と管理を行う。			

事業名	海浜公衆トイレ維持管理事業	所管名	経済観光課
事業概要	目的：生活環境の保全、公衆衛生の向上を図る。 対象：市民、海水浴客等		
景観テーマ	公共施設 公共空間	海浜公衆トイレの外観の維持・保全に努める	
	美化活動		
具体的取組			
年間を通じた修繕等管理により外観の維持保全に努める。			

事業名	海水浴場運営事業	所管名	経済観光課
事業概要	目的：安全で快適な海水浴場を運営するとともに、海水浴客の誘致による経済の活性化を図る。 対象：海水浴場来場者		
景観テーマ	公共施設 公共空間	安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例及び施行規則やゴミの分別等の周知・啓発を行うことで海浜の美化の維持に努める。	
	美化活動		
	普及啓発		
具体的取組			
海水浴場を運営する上で海浜の美化の維持に努める。			

事業名		海浜美化推進事業	所管名	経済観光課
事業概要		目的：きれいで快適な海岸の形成 対象：海岸利用者		
景観テーマ	公共施設 公共空間	年間を通じた海岸清掃活動により、砂浜の美化の維持に努める。		
	美化活動			
具体的取組				
海岸清掃活動報告書により管理する。				

事業名		観光客誘致事業	所管名	経済観光課
事業概要		目的：市内の観光PRや三浦半島の自治体と連携し、広域的な観光情報を提供することで、観光客の誘致を図る。 対象：市民、市外からの来訪者		
景観テーマ	普及啓発	ウォーキング・ハイキングガイドによる市内紹介を行い、景観美化の啓発に努める。		
具体的取組				
ウォーキング・ハイキングガイドによる市内紹介を行い、景観美化の啓発に努める。				

事業名		公衆トイレ維持管理事業	所管名	経済観光課
事業概要		目的：生活環境の保全、公衆衛生の向上を図る。 対象：観光客、買い物客、通勤者		
景観テーマ	公共施設 公共空間	公衆トイレの外観の維持・保全に努める。		
	美化活動			
具体的取組				
年間を通じた修繕等管理により外観の維持保全に努める。				

事業名	各種講座事業	所管名	社会教育課
事業概要	<p>目的：市民の高度な学習要求に応えるため、逗子の歴史や文化財、現代的課題、地域課題等の学習機会を提供し、市民の学習活動やまちづくり、ひとづくりの講座を開催することで、地域活動へのデビューのきっかけづくりを行い、地域の課題を地域で解決できる人材育成をめざす。</p> <p>対象：市民</p>		
景観テーマ	普及啓発	良好な景観形成に関する理解を深める要素を含んだ講座の開催	
具体的取組			
景観に関する講座を実施する。(まちづくり景観課と共催)			

事業名	広報事務費（広報板維持管理）	所管名	企画課
事業概要	<p>目的：行政情報を広く周知するため、市内各所に62カ所設置している広報板の維持管理を行うもの。</p> <p>対象：市民</p>		
景観テーマ	公共空間	<p>広報板のデザインを景観に配慮したものとする。</p> <p>チラシの掲示に当たっては、まちの美観を損ねないように注意する。</p>	
具体的取組			
景観に配慮したチラシの掲示を行う。			

事業名	財産管理事務費	所管名	管財契約課
事業概要	<p>目的：所管する土地及び建物の管理、入札に係る事務を行う。</p>		
景観テーマ	公共施設 公共空間	<p>周辺環境を意識した財産管理を行うことで、良好な景観形成を図る。</p>	
具体的取組			
財産管理事務における修繕や業務委託の実施後、作業写真含む報告書を提出させる。			

平成 29 年 3 月発行 発行：逗子市 編集：環境都市部まちづくり課  
〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 電話：046-873-1111（代）  
E-Mail:machi@city.zushi.kanagawa.jp